

本誌2023年1月号に掲載された拙稿『近世「両浜」の形成』で、弘前藩の運輸・流通の玄関口となる九浦の頂点に位置づけられた青森・鱒ヶ沢の「両浜」が、段階的な町立てを通じ

て藩の統制下に置かれていったことについて触れた。今回は、その過程と並行して、町の支配組織がどのように変容したのか、2つの「頭」の支配をめぐる動向に着目してみたい。



青森県庁の東棟出入口横にある「御仮屋跡」の石碑。御仮屋は領内巡検等における藩主の滞在所であるが、藩主不在時は町奉行所として機能した  
=2023（令和5）年10月28日・筆者撮影

青森町では、1626（寛永3）年に町立てが始まり、本町・浜町・米町（現・青森市本町2〜5丁目あたり）に町人地が築かれてから、町方の責任者として「町頭」が置かれた。最初に町頭に任命されたのが、佐藤理左衛門と村井新助の2名である。

町頭は1660年代に「青森町頭」、80年代に「町年寄」と役名が変わったが、同家が代々担っていた。

### 両浜の支配組織の変容

葛谷 大輔

（青森県立北斗高等学校講師）

た。一方、善知鳥町（現・青森市安方あたり）や蜷貝町（現・青森市青柳や堤町あたり）などは漁師町と呼ばれ、「漁師町派頭」（のち漁師頭）が管轄していた。

このように、近世初期の青森町は、町頭が管轄する町人地と漁師町派頭が管轄する漁師町という異なる行政区分や支配体制を持ちながらも、全体が一つの町として成り立っていた。なお、鱒ヶ沢町について

は、町頭や漁師頭に関する資料がなく、よくわからない。町の西岸域には海女や海士が住む漁師町が成立していたので、青森町同様に町頭と漁師頭による二元的な支配がなされていたと推察される。

さて、両浜における町頭と漁師頭による二元的な支配は、1660〜1710年代にかけて変化を見せる。まず、寛文年間（1661〜73年）に町奉行が置かれると、町頭は町奉行の支配下に置かれた。

そして、1683（天和3）年、両浜の漁師頭の役名が、それぞれ「外浜漁師頭」と「西浜漁師頭」へと改められ、管轄地域が、外浜（現在の東津軽郡の沿岸部）と西浜（現在の西北津軽郡の沿岸部）へと拡大された。

これに伴って、漁師頭は、管轄地域にある湊町の漁師の実数調査をする漁師改や、漁役（漁の許可税）などの税の徴収を行い、漁師を統括する役割を担った。また、酒造や製塩の営業権なども特権として漁師頭と与えられる場合があった。

しかし、1691（元禄4）年6月、藩命によって、漁師頭が握っていた漁役徴収権が両浜の町奉行に移された。さらに、2年後の1693（元禄6）年5月には、漁師頭が町奉行の支配下に置かれ、管轄地域が町域のみに縮小されて、町域以外の漁師は郡奉行が支配することになった。12月には、漁師頭の業務は藩主在国時の献上肴の調達に限定され、それ以外の業務は町奉行に移された。

この一連の原因は、漁師頭の怠慢による税の未納にあったようだ。結局、1714（正徳4）年には、漁師町の管轄が町年寄に移され、町年寄が、町奉行のもとで町全体の行政を担うようになった。

こうして、漁師頭は、町奉行への権限移譲という形で存在意義を失い、漁師という職業集団の長としてのみ存続していった。近世両浜の形成期に自立した支配権を持っていた町頭と漁師頭という2つの「頭」は、九浦制度が完成していく過程においてその明暗を大きく分けたのである。

東京と青森 668号  
東京青森学会 2023年12月